

## 「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」構想の実現に向けた基本方針

2006年 9月15日  
模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定

世界各国に拡散している模倣品・海賊版は、消費者の健康や安全を脅かし、また、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させる。さらには犯罪組織やテログループの資金源になっているとも指摘されている。

このような問題の深刻さにかんがみ、我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」構想（以下「本条約構想」という。）について、早期の実現を目指し議論を加速していく必要がある。

我が国は、本条約構想の実現を目指し、これまで関係各国に対し積極的な働きかけを行ってきた。また、本年7月に開催されたG8首脳会合において、「知的財産権の執行に関連する国際的な法的枠組を強化する可能性についての研究を指示する」ことが成果文書に盛り込まれるなど、国際的に本条約構想への関心が高まっており、実現に向けた取組を進める環境が整ってきた。

今後の関係各国との協議においても、我が国は本条約構想の提唱国として、方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードしていくことが求められている。

以上を踏まえ、本条約構想の早期の実現に向け、関係省庁が一体となった取組を加速するため、本基本方針を決定する。

### 記

#### 1. 本条約構想の目的

模倣品・海賊版の製造・流通・消費を防止する効果的な制度を複数国で整備するとともに、各国間の協力を拡充し執行活動の強化を図ることにより、模倣品・海賊版の拡散を防止し、もってこれらの撲滅を目指す。

## 2. 条約推進の基本的姿勢

我が国は本条約構想の提唱国であり、その実現に向けて各国との協議を主導していく立場であることを踏まえ、以下の基本的姿勢により、条約の実現に向けた取組を推進する。

### 関係省庁間の連携

本条約の内容として検討される事項は、各省庁が所掌する幅広い分野に及ぶことにかんがみ、関係省庁は相互に十分な情報交換・建設的な協議を行いつつ緊密に協力し、一体となって取組を推進する。

### 各国との協調

各国における制度・政策は多様であるが、模倣品・海賊版はグローバルな問題であり、総合的かつ効果的な対策を講ずるためには関係各国の協調が不可欠である。したがって、本条約の協議にあたっては、我が国の明確なスタンスを主張する一方、他国からの意見・提案にも可能な限り柔軟に対応し、積極的に合意形成を図る。

また、本条約構想への賛同を得るために、今後とも引き続き、関係国・地域への働きかけを展開する。

### 条約内容の検討・対応

効果的な制度を複数国で整備し、各国間の協力の拡充により執行活動の強化を図るといふ本条約構想の目的を踏まえ、条約内容の検討に際しては、新規の制度整備の可能性を排除せず、条約の実効性の確保、国内制度との調和、制度の合理性など、総合的な観点から行う。

また、我が国から条約内容についての見解を示す場合には、本条約構想の議論を主導する立場であることにかんがみ、可能な限り迅速な対応を行う。

以 上